

○沖縄県行政財産使用料条例

沖縄県行政財産使用料条例

昭和47年5月27日
条例第68号

改正 昭和51年12月27日条例第45号 昭和58年3月31日条例第13号
平成元年3月31日条例第8号 平成9年5月20日条例第12号
平成11年12月27日条例第40号 平成18年12月27日条例第66号
平成26年3月31日条例第11号 平成31年3月29日条例第5号

沖縄県行政財産使用料条例をここに公布する。

沖縄県行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により許可した行政財産の使用料に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和51年条例45号・平成18年66号〕

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって算出して得た額とする。

(1) 土地の使用

- ア 使用許可期間が1月以上の場合
イ 使用許可期間が1月未満の場合

(2) 建物の使用

- ア 建物の敷地が県有地の場合
イ 建物の敷地が借地の場合

2 前項以外のもの（電柱、広告板、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の使用を含む。）の使用料の額は、用途その他の事情を考慮して知事が定める額とする。

一部改正〔昭和58年条例13号・平成元年8号・9年11号・26年11号・31年5号〕

(使用料の徴収方法)

第3条 使用料は、使用を開始する日前に全額を徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。

(使用料の不還付)

第4条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、知事は、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔昭和51年条例45号〕

(使用料の減免)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。
(2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
(3) 前2号に定めるもののほか、特に必要と認めて使用させるとき。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成11年条例40号〕

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けて使用している行政財産の使用料は、改正後の [沖縄県行政財産使用料条例](#) 第2条第1項第2号の規定にかかわらず、当該行政財産の使用許可期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。（後略）
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに使用許可を受けて使用している行政財産の使用料は、第2条の規定による改正後の [沖縄県行政財産使用料条例](#) 第2条第1項の規定にかかわらず、当該行政財産の使用許可期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成9年5月20日条例第12号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。（後略）

附 則（平成11年12月27日条例第40号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月27日条例第66号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 略
 - （2） 第5条の規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定に限る。）の施行の日〔平成18年11月24日〕

附 則（平成26年3月31日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。